

時局日誌

(二十一) (昭和十二年七月七日以降記事載連)

H Y 生

四月十五日

米國ルーズヴェルト大統領が十四日夜ヒ
トラー總統に送つた平和維持要請のメッ
セージは全文二千語に上る長文のもの
で、戦争の悪竇に襲はれてゐる世界の現
狀を憂ひ、平和維持の必要を強調すると
共に獨伊兩國に對して平和の保障を強く
要望してゐる。

四月十七日

昭和十四年年臨時國勢調査施行令(勅令
第二〇九號)臨時國勢調査施行ニ要スル
地方經費國庫支辨ニ關スル件勅令(第二
一〇號)農業再保險特別會計規則(勅令
第二一一號)公布

所謂内務、厚生、農林、文部の四省交

流人事異動は左の如く發表

福井縣知事 中野與吉郎

任内務省神社局長兼造神宮副使

内務省土木局長 挾間 茂

任内務省大方局長

静岡縣知事 山崎 巖

任内務省土木局長

佐賀縣知事 小山知一

任文部省普通學務局長

高知縣知事 小林光政

任教學局長官

群馬縣知事 土屋正三

任農林省農務局長

任農林省經濟更生部長

傷兵保護院計畫局 藤原孝夫

任厚生省労働局長

内務書記官兼 内務大臣祕書官 數藤鐵臣

任傷兵保護院計畫局長

福岡縣知事 赤松小寅

任京都府知事

内務省地方局長 坂千秋

任兵庫縣知事

三重縣書記官 熊野英

任群馬縣知事

農林省農務局長 小濱八彌

任静岡縣知事

山口縣知事 戸塚九一郎

任宮城縣知事

任熊本縣知事

農林省經濟更生部長 石黒武重

文部省普通學務局長 藤野惠

任山形縣知事

任鹿兒島知事

內務書記官 木村清司

文部次官 石黒英彦

任福井縣知事

文部省專門學務局長事務取扱を命ず

厚生省勞働局長 成田一郎

文部省專門學務局長 男爵 山川健

任石川縣知事

京都市知事 鈴木敬一

愛知縣書記官 森部隆

兵庫縣知事 關屋延之助

任島根縣知事

宮城縣知事 菊山嘉男

山形縣知事 武井群嗣

島根縣知事 三樹樹三

任山口縣知事

熊本縣知事 藤岡長和

神奈川縣書記官 中野善敦

鹿兒島知事 藏重久

任高知縣知事

依願免本官

內務省神社局長 兼造神宮副使 兒玉九一

警保局警務課長 町村金五

任福岡縣知事

免兼官、兼任內務大臣祕書官

兵庫縣書記官 絞纈彌三

大臣官房人事課長を命ず

任大分縣知事

土木局道路課長 灘尾弘吉

內務書記官 加藤於菟丸

大臣官房會計課長を命ず

任佐賀縣知事

警保局保安課長 橋本清吉

石川縣知事 近藤駿介

兼經濟保安課長

日米國交に不朽の功績を残し光輝ある

兩國友誼の護柱となつた前駐米特命全權

大使故齋藤博氏の遺骨禮送の大任を帯び

た米國巡洋艦『アストリア』號は太平洋

の波も靜けく嚴肅な弔禮の航海を終へて

十七日午前八時半、わが儀禮艦『木曾』

の禮砲に迎へられて横濱に入港した。

四月十八日

貴族院多額納稅者議員ノ北海道各府縣定

數ノ件(詔書)

昭和十四年臨時國勢調査施行規則(閣令

第七號)(臺灣總督府令第三十一號)

大正九年府令第四十七號、州、廳ノ位置

管轄區域及ビ郡市ノ名稱、位置、管轄區

域中左ノ通り改正ス

一、高雄州高雄市ノ管轄區域中「内惟」

の下ニ「新南群島」ヲ加ヘンノ區域等

ハ別ニ之ヲ告示ス

大阪府經濟部長 近藤壤太郎

任北海道廳土木部長

北海道土木部長 中村忠充

依願免本官

〇〇部隊は十七日行動を開始し廬山の
殘敵を掃滅し十八日午前八時二十五分粘
嶺を占領。

新南群島の管轄決定 帝國政府では古
くから無主の珊瑚礁島嶼として知られて
ゐた南支那海の新南群島を三月三十日附
の臺灣總督府令により『高雄市の管轄に
屬せしめたが』更にこれを本十八日附官
報によつて公告し内外に闡明することと
なつた。

四月十九日

學校職員身體検査規程（文部省令第一七
號厚生省令第七號）昭和十四年臨時國勢
調査施行心得（内閣閣令第一號）昭和十
四年度に於ける豫算實行方ニ關スル件公
布

内閣閣令號外其の概要次の如し

内閣閣令要綱

一、豫算の實行に當りては物價物資金融
等に關する諸般の經濟統制方策に適應

して苟くも國民經濟上惡影響を生ずる
が如き惧なき様適切な具體的措置を
講じ以て綜合國力の圓滑なる發揚に資
すること

一、經費の使用に當りては釐毫の末に至
るまで嚴に放漫を戒め専ら効率の増進
と節約の勵行とに配慮すること

一、經費の地方的配分狀況に付ては細心
の注意を拂ひ又物資の調辨は能くその
時間的調整に意を用ひ發註及納入の時
期等に付ても慎重なる考慮を拂ふこと

一、重要物資に關係ある經費の使用に當
りては代用品の利用等によりその需要
數量を減少するに努め需要總量を確實
に調辨し得るの見込を立て始めて當該
施設若くは事業に着手し又は補助を指
令する方法を執ること

一、情勢の變化等に伴ひ生ずることある
べき不要の經費又は經費一部の剩餘は
固よりこれを使用することなく經費の
不用殘額を生ぜしむる様努むること

關門鐵道トンネルの前哨豆トンネル
（試掘導坑）は此日午前十時鐵道省大臣室
から前田鐵相の押したボタンによつて最
後のハツバがかけられた轟音も凄まじく
殘された二メートル餘の水成岩層の障壁
をぶち抜き見事開通した。本土と九州が
大瀬戸の急潮下四十三メートルの海底で
結ばれたのだ。

四月二十一日

臨時資金調整法中改正（法律第八六號）
昭和十三年ノ災害被害者ニ對スル租稅ノ
減免等ニ關スル件（勅令第二二〇號）大
藏省令第一六號）臨時資金調整法施行令
中改正（勅令第二二四號）同法施行總則
中改正（大藏農林商工省令）警察官吏教
養規程（内務省省令第五號）公布

地方長官の異動に伴ふて内務省を中心
に文部、農林厚生各省等に交流する道府
縣課長の一大異動の行はれた其内内務省
の分は左の如し

計畫局事務官 今松 治 郎

地方局振興課長を命ず

厚生省軍事扶助課長 福本 柳 一

内務省土木局道路課長ヲ命ス

警視廳保安部長 野村 儀平

警保局經濟保安課長兼防犯課長ヲ命ス

神奈川縣警務部長 島田 昌福

警保局警務課長ヲ命ス

蔣介石の所謂四月攻勢も我が軍の反撃に遭つて膽くもその企圖を挫折、支那軍の戦意は全く喪失して二十日を以て一段落を告げたと見られるが、十八日以降における北支各地討匪戦果左の如し。

固陽方面 十八日哈喇忽洞の敵を撃破した我が快速部隊は續いて固陽北方十五キロ人和泰附近に於て約五百の石玉山部隊を攻撃、これを潰亂せしめた後翌十九日早朝更に固陽より百靈廟に至る道路上を東進する敵を撃退多大の損害を與へた、敵屍七十六、捕虜四

厚和方面 石丸部隊は十七日厚和東方二十五キロ二十家子附近に於て約百の八路

軍を攻撃又山本部隊の一部は十九日將軍會北方地區において七、八百の敵に遭遇、これを西南方に撃退した、敵屍七十六。

冀中地區 松本部隊は十九日冀中地區雄縣東北方六キロ望賀臺附近において約百の敵を、溝端部隊は瑪瑙河西北方四キロ酌各莊附近で約百の敵を、高橋部隊は高碑店北方十二キロ三城において約五百の敵をそれらに攻撃、大打撃を與へた、敵屍三十四。

京漢線方面 山本部隊は石家莊東方五十キロ晉縣東方十キロ東里莊鎮附近において約百の敵と遭遇、戦交一時間にして撃退敵屍十七、捕虜六又順德東北數十キロ王官莊附近の宮下部隊は二十日正午同地西南方八キロ邵固店鎮附近でテユコ機關銃八を有する第八路軍四百と交戦多大の損害を與へこれを西南に潰走せしめた、敵屍二十五。

溫縣方面 友枝部隊は二十日早朝溫縣東北方六キロ南冷北冷附近に於て約二百の

敵を包圍急襲交戦二時間にしてこれを殲滅した、敵屍百捕虜三十、鹵獲品小銃二十五、小銃彈一千發、手榴彈五十六。

綏遠省の掃蕩戰 綏遠省薩拉齊方面に進出を企圖せし馬占山、郭祺鵬、何柱國各軍の一部に對し一大殲滅戰の火蓋を切つて落した我が〇〇駐屯の〇〇部隊は十九日午前一時を期して薩拉齊南方の線に展開暗夜を利用して一舉に西海子南方地區の敵を攻撃、これを潰走せしめ更に逃走する敵を追撃中である、敵は最近薊河渡河據點平陸、垣曲方面に隴海線より續々進撃部隊を渡河せしめて居るので我が陸

の荒蕪山口部隊は前日二回に互つて平陸を猛爆之を潰滅したが二十一日更に垣曲方面黄河對岸の空爆を敢行した。

我が山口飛行部隊は二十日前後四回に互り山西省南部各地に展開された地上部隊の掃蕩戰に協力し敵に猛爆を加へ赫々たる戦果を收めた。

第一次 午前八時三十分〇機編隊をもつ

て平陸を空襲し市内各軍事施設を猛爆
多大の戦果を収めた。

第二次 ○機をもつて午前十時基地を出
發、翼城方面掃蕩の○○部隊に協力、
同方面の戦鬪を容易ならしめた。

第三次 正午○機をもつて夏縣北方敵掃
蕩戦に空より參加敵に大打撃を與へ
た。

第四次 ○機は霍縣南方辛治鎮附近舊飛
行場附近に來襲し、同蒲線を切斷せる
敵匪を掃蕩せんとする霍縣守備隊に協
力潰亂せしめた。

四月二十三日

津浦、隴海兩線方面の敵四月攻勢に對す
る四月九日より同十五日までの我が反撃
の綜合戦果は次の如く莫大な數に達して
ゐる。

敵遺棄死體三千九、捕虜三十四鹵獲品
小銃九百八十二、同彈藥五萬五千八百
八十八手榴彈二千百四十四。

四月二十四日

本炭瓦斯發生裝置設置獎勵規則中改正
(農林省令第二號)

國産羊毛ノ購買羊毛ノ購買制限ニ關スル
件(商工省令第一九號)

四月二十六日

國産羊毛ノ購買制限ニ關スル件
綿羊毛リ本邦内ニ於テ剪取シタル羊毛
(反毛及毛製品製造過程ニ於テ發生シタ
ル屑毛ヲ除ク)ハ之ヲ買受ケ(本令施行
前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ
含ム)若ハ移入シ又ハ受託加工其ノ他何
等ノ各義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有
ニ屬セザル羊毛ヲ受入ルルコトヲ得ズ但
シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受
ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

公布

青年學校令施行規則(文部省令第二四號)

激潮の下關門を結ぶ國道豆蔴道晴の開
通式此日舉行

四月二十七日

内務省告示第二五四號

國道一號及二號路線ノ一部ヲ變更シ且ツ
國道三十九號路線ヲ認定シ大正九年四月
内務省告示第二十八號中左ノ通改正ス
昭和十四年四月二十七日

内務大臣 侯爵 木 戸 幸 一

附 則
本令ハ昭和十四年四月二十七日ヨリ之ヲ
施行ス

青年學校令ニ依リ就學セシメラルヘキ者
ノ就業時間ニ關スル件(法律第八七號)

青年學校令(勅令第二五四號)公布

四月二十五日

一號路線經過地中「下關市(西細江町經
由)門司市トアルヲ」下關市(關後地
村經由)門司市(大字門司宇文字經由)」
ニ改ム
三十八號路線ノ次ニ

「三十九號 東京市ヨリ下關港ニ達スル
路線經過地 二號路線（下關市關後地村
ニ於テ分岐）ヲ加フ

勞働統計毎月實地調査令（勅令第二八三
號）輸出菓子糖菓原料砂糖戻稅法施行規
則中改正（勅令第二八四號）公布

畏き邊では今事變の戰歿將兵軍屬陸軍
四千八百十五名、海軍百五十九名、合計
四千九百七十四名に對して二十七日恩賞
の御沙汰あらせられた。

戰況ノ發表

中支 海軍航空隊は二十六日好天を利し
浙江省北部鎮海、寧波地方の偵察攻撃に
出發宏遠砲臺觀測所同兵舎を始め鎮海附
近に蝟集せる小型舟艇群を襲撃いづれも
甚大なる損害を與へたり、防禦銃火猛烈
なるも我が方被害なし。

北支 二十四日海軍航空隊の精銳〇〇機
は海陽山東省東部方面に出撃海陽及び乳
山口附近の敵陣地を猛撃これに大打撃を
與へたり、海陽北方所在の敵兵器廠は猛

烈に炎上黒煙天に沖するを認めたり。

南支 二十五日福州を急襲せる海軍航空
隊の精銳部隊は福州及び長門、金牌兩砲
臺を反復爆撃し福州に於ては碼頭荷揚場
倉庫交通局無電臺並に省政府に對し巨彈
の雨を降らせいづれも之を炎上せしめた
外、長門砲臺に於て火藥庫及び兵舎を一
大破し著大なる戰果を收め全機無事歸還
せり。

四月二十八日

輕金屬製造事業法（法律第八八號）行政
廳ヲシテ委囑ニヨリ恩賜財團軍人援護會
ノ事務ヲ施行セシムル件（勅令第二八八
號）恩給法施行令中改正勅令（第二九〇
號）兵役法施行規則中改正（陸軍省令第
二〇號）（大藏政府買上金地金概算代金
支拂規則省令第一七號）公布

宮内省發表 皇后陛下には今二十八日
内閣總理大臣を召させられ左の令旨を賜
はり結核豫防、並に治療に關する事業御
獎勵の恩召を以て内帑金五十萬圓を下賜

せられたり

令旨 國民體力ノ向上へ國本ニ培フ所以
ニシテ現下特ニ心ヲ致スヘキ所ナリ而シ
テ近時結核ノ蔓延甚シク其ノ國力ニ及ホ
ス影響ノ大イナルニ鑒ミ誠ニ憂慮ニ堪ヘ
サルナリ茲ニ内帑ヲ頒チ是レカ豫防並ニ
治療ニ關スル施設ノ一助タラシメムトス
官民克クカラ戮セ是レカ目的ノ達成ニ努
ムムコトヲ望ム

大日本防空協會の設立については郷誠
之助男外十九氏が設立者となり、財團法
人設立申請中、手續完了し二十八日設立
許可の指令が發せられた役員は左の如し
△會長首相平沼騏一郎△副會長内相木
戸幸一、同陸相板垣征四郎、同海相米
内光政、同男爵郷誠之助、同元内相後
藤文夫△理事長後藤文夫△常務理事佐
上信一、佐野光信、和田專三△理事内
務次官館智二、内務省計畫局長松村光
磨、内務省警保局長安藤狂四郎、陸軍

次官山脇正隆、陸軍省兵務局長中村明

人、海軍次官山本五十六、海軍省軍務局長井上成美、男爵淺田良逸、松井茂、

井坂孝、磯村豐太郎、小林一三、藤原

銀次郎、佐野利器、日本商工會議所會

頭伍堂卓雄、松本健次郎△監事南條金

雄、三好重道、小倉正恒

ヒットラー獨總統は二十八日午後零時

五分(日本時間二十八日午後八時五分)か

ら同二時二十五分まで二時間二十分に互

り大ドイツ國會において、世界注視の下

にドイツの對外政策を闡明する歴史的大

演説を行つたが、そのうちダンチヒ、ポ

ーランド廻廊要求に言及して、これをポ

ーランド政府が拒絶せる事實を報告しそ

の結果としてドイツは獨波不侵略條約破

棄を言明し獨波關係事態の容易ならざる

を思はしめた他、英獨海軍協定の廢棄を

聲明植民地返還の對英要求を更めて強調

したが、殊にルーズヴェルト米大統領の

メツセーヂに對しては安全保障問題に於

て暗に米國の歐洲問題介入を排除すべき

極めて巧妙なる應酬をなすところがあつた。

四月二十九日

皇威八紘に輝く天長の佳節に際し無窮の

聖壽を壽ぎ奉る大觀兵式は二十九日畏く

も大元帥陛下の行幸を仰ぎ奉り若葉薫る

代々木原頭、いと殿かに舉行された。

我陸軍は漢中を空襲し數倍の敵機群か

ら撃ち出す彈雨を排して激闘二十五分、

遂に敵機十六機を撃墜して午後零時二十

分〇〇基地に歸還した。又山口部隊はそ

の主力を以て南部山西の翼城東方七キロ

の武關庄及び南方六キロの南常村の敵を

爆撃した。

海軍航空隊は二十八日朝來連續して陸

軍部隊の作戰に協力、撫河方面に侵入せ

る敵軍基地及び密集部隊及び緞溪進賢、

李家渡方面及び高安、宜豐方面を偵察攻

撃し大なる損害を與へたり。別に有力な

る航空部隊は猛烈なる地上砲火を冒して

寧波攻撃を實施し次の如き成果を收めた

り、大鼓橋附近に蟄集せる軍用ジャンクを爆撃し、大損害を與へるとともに鐵橋に命中彈を投下附近江岸倉庫、家屋に甚大なる損害を與へその一部を炎上せしめたり。

敵の大部隊潰走

一、今次西江右岸地區の作戰に於て交戦

せし敵は第五百五十五師及び保安隊等の

五、六千にして手榴彈を豊富に裝備し

ありしを特異とす

一、江門西方地區に於ける作戰の成果は

左記の如くにして其の殲滅的打撃に伴

ひ同地西方に集結しありし敵大部隊は

極度に脅威せられたるものゝ如く遠く

西北方に潰走せり

三、敵に與へたる損害

(イ)確認せる遺棄死體約二千

(ロ)鹵獲兵器、機關銃一、チエコ輕機

十二、小銃百十三、拳銃十三、小銃

彈三萬九千、輕機關銃彈五百手榴彈

五百八十

(一) 我が軍の損害戦死十二、戦傷三十九

北條部隊は二十五日神池西北方二十キロの八角堡に侵入した共産軍七十三師及び傳作義軍の約一千を攻撃し堂々神池を占據したが敵の強硬なる抵抗によつて我が軍は却て多大の戦果を収め、敵の遺棄死體百七十七、捕虜一鹵獲小銃五十四、その他彈藥兵器多數、我が方戦死三

四月三十日

漢水西岸地區に集結してゐる敵の密集部隊に對し我が陸の荒鷲は二十六日より連日その陣地、軍事施設に猛爆を加へてゐる、二十九日まで四日間投下せる爆彈實に〇〇〇トンに及び猛爆に参加せる機數〇〇〇餘機爆撃機地は十九ヶ所に上つて居りこれ等據點は目下盛んに炎上中である。

五月一日

資金融通審査委員會官制(勅令第二九一號)公布

時局日誌

かねて所謂蔣介石の四月攻勢を準備せる抗日支那軍は二月以來兵力を軍西北正面に集中四月に入つて信陽、隨縣、安陸方面全線に兵力を増加し攻撃を企圖せるもその都度我軍に反撃せられ多大の打撃を受けて今や殆ど萎縮するに至れり。軍はこの機に乗じ信陽、浙河市附近に互る線より一齊に攻勢に轉じ、敵を西方に壓迫中なり。

交流人事の大異動が行はれたが、今回の異動の烈風は殆ど全國的に行互つてをり、無風帯だつたのは僅に岩手、秋田、香川、三縣のみで群馬宮城は知事以下四長の五名が入替り神奈川、栃木は知事を除き、兵庫は學務を除き、鳥根、山口は警察を除き他の四人の知事乃至部長がそのポストを替へて了つた。その外知事と四部長の五名のうち三名替つた府縣は京都、愛知、千葉、福井、岡山、和歌山、徳島、福岡、熊本の一府八縣に及んでをり、五名のうち二名替つた府縣は、東京

大阪、三重、長崎、静岡、新潟、滋賀、埼玉、福島、茨城、青森、富山、鳥取、廣島、高知、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の二府十七縣の大多數に達し殘餘の縣は五名のうち一名だけで止つたもので奈良、山梨、岐阜、長野、山形、石川、愛媛、佐賀の八縣に過ぎない。北海道は六部長制のうち四名までが、また警視廳は七部長制のうち三人までが入替つた。

此日午後三時頃秋田地方に大激震あり秋田市より能代町方面一帯に互つて家屋の倒壊續出し北浦町相川部落は住家七十戸諸共海中に没落、船川町は被害特に甚だしく各部落の家屋軒並に倒れる慘憺たる狀況を呈してゐる船越町では家屋倒壊と同時に出火し強震の中に炎々として天を焦しその他屋崩れ土砂崩れ、線路、電線不通各所に頻發して男鹿半島一瞬のうちに打ひしがれる。

五月二日

平沼内閣最初の地方長官會議が二日から

九日まで開催された、其會議日程は二日（火）總理大臣官邸參集首相、外相、法相各大臣の訓示、御陪食、三日（水）内務省參集首相訓示、會議、四日（木）内務省參集午前大藏大臣訓示午後文部省參集（文相訓示）五日（金）厚相、遞相訓示六日（土）午前農相官邸參集農相訓示午後内務省參集商相訓示八日（月）午前首相官邸參集會議午後偕行社參集陸相海相訓示九日（火）午前臨時東京第三陸軍病院及陸軍士官學校見學午後内務省參集鐵相拓相訓示である。二日首相萬民輔翼、總親和を強調し統後國民生活の安定強化への協力を要望した其の要旨は次の通り。

平沼首相訓示 現下時局の重大性に鑑み、先づ肇國の本義を闡明して國體觀念の透徹と皇道精神の發揚とを圖り之を基調として萬民輔翼の實を擧げねばならぬ願ふに皇國に於て列朝祭祀を重んぜられるは、實に皇道精神の發露であり、祭祀は即ち政治の大本で、總ての事業の源泉

である。祭祀の精神が各般の事業に顯現せられて始めて奉公の誠が貫徹せらるるのであり、萬民輔翼は之を基調とせねばならぬ。

事變勃發以來早くも滿二年に垂んとして居るが、皇軍御稜威の下に於て幾多の勞苦に堪へ、艱難を忍び、到るところ連戰連捷を續けて居る、私は其の犧牲奉公の精神に對し、厚き感謝を致すと共に、異境の土に骨を埋められた英靈に對しては、深き哀悼の意を表し、誓つて其の志を空しうせざらんことを期して居る。又軍後の官民が事變の本質を理解し、克く其の職分を守り、堂々たる大國民の態度を中外に示して來たことは、是れ亦感激に堪へざる所である。刻下の急務は事變處理を以て第一とするが之に對する我邦の目的は曩に定められたる根本方針に基き、一再に互りて聲明せられて居る如く、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設完成に在る、是れ實に我肇國の大精神

を顯現し、世界の平和に貢獻せんとする所以で我邦に課せられたる一大使命である。此の使命を遂行するが爲には日滿支三國が相提携して政治經濟文化の各般に互り、互助連環、友好善隣の實を擧ぐる事が第一要件である、我邦が支那に望む所は支那が此の要諦を諒解し、兄弟牆に聞くが如き抗日態度の非を自覺し、東亞新秩序建設の任務を分擔せんことであり、又第三國に對しては、我邦の方針を認識し、其の目的の在る所を理解し、通商、資本又は技術を以て積極的に之に參加せんことを希望するものである、而して防共に因りて結ばれたる盟邦獨伊兩國が、當初より我聖業に共鳴して支持を吝まざることは、我々の深く多とする所であり、是等兩國との關係は今後益々緊密強固ならしめ、一層其の効果を擧ぐるの必要を痛感する次第である。明治天皇は維新の初、神祇を祭り給ひ、五箇條の國是を立てさせられ、其の中に「舊來の陋

響を破り天地の公道に基くべし」と仰せられて居る、天地の公道とは萬物をして皆其の處を得しむることであり、政治も歸著する所は茲に在らねばならぬ、東亞の新秩序建設も亦實に此の根本精神が基礎となつて居るのである。故に東亞の安定は支那民衆竝に第三國をして我邦の大精神を理解せしめなければ、到底望むことは出来ぬ。今や支那に於ても、我邦と憂樂を共にし、自國の更生を圖らんとする具眼の士も尠なからず、各地の政權も亦順調に育成せられ健全なる發達を遂げつつあることは洵に同慶に堪へざる所である。而して我對支國策は政治、經濟、文化の各般に及び、之が處理は各省の所管に互るのであるが、曩に興亞院が設置せられ、更に其の現地機關として既に連絡部の設置を完了し、茲に中央及び現地一體となつて對支政策の樹立及び經營具現に向つて邁進するの態勢を整へたのである。建長期設戰の段階に入りたる今日、

複雑微妙なる國際關係に處して、國防の安固と國運の進展とを期する爲には軍備の充實と經濟力の擴充とを圖ることが緊要である。而して經濟力の擴充は軍備充實に必要なのみならず、國民生活の確保向上及び東亞の經濟建設に缺くべからざる要件である。是を以て政府は曩に重要資源の生産力擴充計畫を樹立し、之と滿洲及び支那に於ける資源開發計畫とを有機的に結合せしめ、以て我邦經濟力の基本を増強することとした。又軍備充實及び生産力擴充に要する物資は國內物資のみを以てしては不足である爲、相當額の物資を海外より輸入しなければならぬ。關係上輸出貿易を振興して輸入力の維持増進を圖らねばならぬ此等の諸般施策を實行するには物資資金及び勞務の供給調節價格の調整等を一層強化徹底するの必要があり、従つて今後更に國家總動員關係の法令を整備し、且つ其の運用を強化し、此等諸施策の綜合的計畫を確實

にして國家總動員の體制を完備し、國民の總力を擧げて聖戰の目的達成に邁進せねばならぬ。就中物價の抑制は戰時經濟の圓滑なる運行上極めて緊要とする所であるから、從來實施し來つた公定價格制度の擴充すると共に、購買力の抑制其他需給關係の調整に力を注ぎ尙勞銀運賃、利潤等の關聯事項に互る綜合對策を樹立し物價對策の實行に遺憾なきを期する方針であるから、各位に於かれても此問題に一段の御協力を希望する。尙統制の強化に伴ひ其の影響を受くべき業者の休業失業に對する措置農山漁村の維持振興等に就ては實情に適應せる施策を行ふ必要があり、殊に中小當業者の調整振興を圖ることは、時局下に於て特に其の必要緊切なるものがあるから、政府は本問題審議の爲め特殊の機關を設置する考である。軍人授護に關し、昨秋特に優渥なる勅語を下し賜ひ、且つ巨額の御内帑金を下賜せられたる事は、恐懼感激に堪

へぬ所である。我々は聖旨を奉戴し、益々軍人後援事業の完璧を期し、出征將兵をして後顧の憂なからしめねばならぬと思ふのである。之と同時に感激に堪へませぬことは、去月二十八日 皇后陛下より有難き令旨を賜はり、更に結核豫防並に治療に關する施設の資として多額の御内帑金を下賜せられたる一事で、坤徳の宏大無邊なるは高遠なる聖謨と共に申すも畏き次第である。

政府は行政各般に互り其の改革刷新の必要を認め、官吏制度の改正行政機構の改革等、準備の進捗せるものより逐次實施する方針であり、又地方制度の改正並中央地方を通ずる税制の一般的改正に付ても調査を進め成るべく速に實施を圖りたいと考へて居る。是等は何れも地方自治行政に重要關係を持つて居る問題であるから、諸君に於ても特に政府の畫策に協力せられむことを希望する。

河北省東部討伐中の瀨川部隊は去る三

十日豆子庄（岐口西方十七キロ）を攻撃して同地を占領した。また渡邊部隊は去る二十九日正午未佛堂において有力な敵と激戦を交へこれを潰走せしめ同地を占領したが我が方にも戦死十名、負傷三十二名を出した。

五月三日

地方長官會議第二日目開會劈頭木戸内相は一、事變の新階段に對應する時局認識の徹底を期し國民總力の下に時艱克服に邁進され度い。一、時局下における地方官の心構へ。一、地方廳の時局下における任務の重要性、を説き官吏獨善の弊を戒めるとともに特に偷安姑息事勿れ主義に陥ることを嚴戒するの三點を眼目として内政の強化に關する訓示をせられた。

舊正月以來抗日テロ事件頻發し我が方數次の申入れにも拘らず、相變らず抗日運動の温床たるの感がある上海共同租界問題に關しては既報の通り帝國政府に於

て拔本塞源的な改革を斷行せざる限りは到底我が方と協力的態度に出づる能はずとの見解をもつて英米兩國への申入れ内容を考究中であつたが、愈成案を得たので澤田外務次官は三日午後四時クレーギー駐日英大使を又同六時グルー駐日米大使を外務省に招致して帝國政府の工部局改組に關する見解を申入れた。

ソヴェト聯邦最高會議は三日リトヴィノフ外務人民委員の辭職を承認し後任にはモコトフ人民委員會議長をして外務人民委員を兼任せしめる旨發表した。

五月四日

耐火木材規格（内務省告示第二七〇號）
「防空建築規則第三條」公布

第一、〇〇機の大編隊より成る日本空軍は四日又復重慶を空襲し軍事施設その他に大打撃を與へた、なほ四日の空襲による死傷者は八百乃至千名に上る見込である。第二、外人側報道によれば四日午後五時我が海の荒鷲の精銳は大編隊を以つ

三日に引續き再度敵都重慶を空襲二隊に分れて市内重要軍事施設十數ヶ所に直撃彈を浴せ潰滅的大打撃を與へて未曾有の戦果を収めた、敵都の大半は暗黒の街と化し凄壯の氣漲つて居るこの日我が空襲隊は前日戦友自爆の弔合戦の意氣物滾くデマ宣傳の本據中央通信社國際放送局に直撃彈を及びせ木葉微塵に粉碎したこの再度の猛烈な空襲により重慶市民は雪崩を打つて市外に遁走中。

第三日目の地方長官會議は四日午前九時から内務省會議室で開催劈頭石渡藏相から大藏省所管事項につき訓示があつた後大野次官、關係局長から、金の増産及集中、國民貯蓄獎勵國債消化の普及、臨時資金調整法の施行、預金部地方資金の融通、葉煙草及びアルコール原料農産物の増産等七項目の注意事項につき説明があつた。

五月五日

鐵屑配給統制規則中改正（商工省省令第

二號）公布

畏くも皇后陛下に於かせられては神宮外苑競技場に開催の愛國婦人會第三十八回總會に際し御名代東久邇宮妃殿下を御差遣優渥なる令旨を賜はつた。

大本營陸軍部發表の戦果

北支方面（四月一日より二十日迄頃）

▲敵の遺棄死體一二、四六五 ▲鹵獲品

多數 ▲我が戦死一八〇

中支方面（四月一日より二十三日迄）

▲敵の遺棄死體四、三六〇 ▲鹵獲品多

數 ▲我が戦死六五

南支方面（四月一日より三十日迄）

▲敵の遺棄死體六、一二〇 ▲鹵獲品山

砲二、速射砲八、機關銃小銃等多數 ▲

我が戦死一三六

合計 敵の遺棄死體二二、九四五 ▲鹵獲

品多數 ▲我が戦死三八一

農林省の大異動が發表された。

馬政局局長 荷 見 安

任農林次官

山林局長 村上富士太郎

任馬政局局長

水産局長 田中長茂

任山林局長

經濟更生部長 栗屋仙吉

任水産局長

文書課長 井出正孝

任經濟更生部長

會計課長 重政誠之

任臨時農村對策部長

農務省肥料課長 石井英之助

命官房文書課長

經濟更生部庶組課長 岡本直人

命官房會計課長

地方長官會議第四日目は内務省會議室

に於いて開會厚生遞信兩相の訓示があつた、厚生大臣の訓示要旨は次の如し軍人授養施設の整備強化、人的資源の擴充強化、就中結核對策の徹底、戦時労働行政の基調としての産業報國運動、總動員體制下の勞務對策、時局の進展に伴ふ國民

生活安定方策の諸點強調。

五月三日重慶を攻撃せる我海軍航空部隊は四日夕刻再び大舉して重慶を空襲し防空司令部、軍事委員會委員長行營を爆撃し大なる損害を與へたり、附近十ヶ所より火災を生ぜるを認め本攻撃に於いて市外西方各國領事館所在地附近に數十門よりなる高角砲陣地あり、盛んに我飛行機隊を射撃し來れるをもつて一部飛行機隊は右高角砲陣地を爆撃これを沈黙せしめたり、爆撃後敵戰鬥機四機來襲せるもこれを撃退全機無事歸還せり。

五月六日

英土協力を目的とする英土會談はアンカラにおいて進行中であつたが六日に至り兩國の意見一致を見その結果英土間に地中海の安全保障に關し相互援助協定を締結するといふ取極に到達した、右協定は近く兩國に於て同時に發表される筈であるが會談の經過に關しては兩國は常にソ聯に通告してをリトルコ外相は八日トル

コ議會において歐洲政策につき重大聲明を行ふこととなつた。

第五日目の地方長官會議は午前は農相官邸に參集農相より午後は内務省會議室に參集商相より各訓示があつたが要は農工商政策の萬全を期するに在つた。

五月八日

逕信省分課規程中改正(八日施行)公布
陝西省の漢中を急襲大戦果を擧げた陸の荒鷲田中、鈴木、佐瀨、松原各部隊は七日再度木村部隊〇〇機と共同作戰の下に漢中飛行場を急襲、飛び立つ暇もなく狼狽する敵中型機一機と格納庫三棟を見事に爆破炎燒せしめ更に漢中市街に點在する軍需工場敵司令部その他の軍事施設を悉く爆撃し漢中市街は黒煙天に沖する光景をあとに全機鵬翼を連ねて無事〇〇基地に歸還した。

なほ前日漢中飛行場で爆砕した大型飛行機はユンカース四發動機付でその黒焦げの無氣味な姿は敵空軍の斷末魔を思は

せるものがあつた。

我が地上軍の敵第五戰區に對する攻勢意圖に策應し四月二十九日該方面敵空軍根據地たる陝西省南鄭(漢中)を空襲しその飛行機十一機を撃墜し偉功を奏したる我が陸軍航空部隊は五月六日再び洛陽、西安、南鄭を奇襲せり。然るに該方面の敵飛行機は南鄭飛行場にユンケル機一機を殘す外悉く既に他に逃避しありしを以て志波田中佐瀨鈴木各部隊は南鄭及びその飛行場を猛烈に爆撃してその軍事施設を爆破又は炎上せしめ、又新田、木村兩部隊は地上ユンケル機に對し降下攻撃を敢行し完全に之を燒失せしめ、全機無事歸還した。

我が空軍は六日も午前八時頃から油頭に對して猛爆撃を加へたが、更に十時頃から激しい爆撃を重ね、綏靖公署、停車場、軍需品倉庫、棧橋、星華日報、金屬工場電燈局其の他の諸施設を爆砕又は破壊せしめた又高明、泉州に對しても爆撃

を行つた。

航空部隊は大舉し前後二回に互り汕頭を攻撃せり、即ち第一次攻撃において周囲部の軍事施設及び敵機銃陣地に對して多大の損害を與へたり。第二次攻撃においては市政府及び市黨部を爆撃大なる損害を與へ且つ機銃陣地を沈黙せしめたり、泉州また同日前日に引續き泉州攻撃に向ひたる我が航空部隊は市内外の敵重要軍事機關を爆撃し大なる損害を與へたり、地上砲火は前日同様熾烈なりしも我が方に損害なし。

政府は八日の地方長官會議において先に確立した國民精神總動員運動の基本方針を説明し、地方長官の隔意なき意見を聽取することになつた。當日は平沼首相も精動委員會々長の資格において荒木委員長以下役員と共に出席、席上横溝内閣情報部長より精動改組の経緯並に新展開の基本方針及び過般の委員會議で決定した。

一、時局認識徹底方針

一、物資活用並に消費節約方針の二方策につき詳細に説明地方長官側から忌憚のない意見を徵する筈である。

午後五時借行社に於ての地方長官招待席上有田外務大臣は、最近一年間に於て獨伊樞軸は歐洲に於て目覺しき發展をなし、昨年三月には獨埃合併があり同九月にはチエツコ國內ズデーテン地方が獨逸に割讓せられ、今年一月末には西班牙に於てフランコ軍がバルセロナを陥れて決定的勝利を占め、更に三月末首都マドリドも遂に開城し、二ヶ半年に互る内亂も茲に終結を見るに至り、新興西班牙國は滿洲國及び洪牙利に相次いで三月二十七日防共協定に参加した他方本年三月初旬よりチエツコ問題が再燃しヒストラー總統の疾風迅雷的行動に依つてボヘミアモラヴィア兩州の獨逸併合となり又三月二十二日には獨逸リヌアニア間の條約に依つて長年の懸案であつたメーメル返還

が實現され更に引續いて翌二十三日には獨逸、羅馬尼間に經濟協定の締結を見るに至つた。伊太利も亦四月六日突如アルバニアに兵を進めて同國を占領し之と同様聯合關係を結んだ。と説明したる上。帝國としては過去の經驗並に今日の事態に鑑み日獨伊防共協定を更に一層強化し以て帝國獨自の自主的立場に立ちつゝ此の緊迫せる國際狀勢に對應して行く所存なる旨を聲明せられた。

五月九日

大日本航空株式會社法施行令（勅令第三〇九號）同法施行（五月一日）ノ件（勅令第三〇八號）公布

政府は九日の定例參議會に引つゞき午後二時より平沼首相有、田外相、板垣陸相、米内海相、石渡藏相のみ居つて歐亞問題に關し五相會議を續開した。

京漢線西方戰線北方正面の澤山、松枝、寺岡、山口各部隊は去る一日以來夜を日について激戰實に一週間七日夜半遂に堅

固を極める當面の敵要塞線を蹂躪し去り八日早朝應山を距る百二十キロの敵據點〇〇を占領した、又同戦線南正面の加藤、菱甲、間宮、藤谷、金田、吉川各部隊も浙河市北方の敵陣地線を完全に葬つて早間田挺身部隊を先頭に快調の葛進に移りさしも頑強を極めた敵は八日朝來西西北方へ雪崩の如く敗退を開始した。

二日より七日間平沼内閣に於て召集せられた地方長官會議は東亞新秩序の建設に邁進すべき諸方策に政府當局と地方長官との間に於て忌憚なき質疑應答が行はれ豫期以上の効果を収めたと謂はれたが單なる机上計畫は止めよとは會議の總意であると傳へらる。

此の日午前九時半東京市板橋區志村町在大日本セルロイド工場大日本火工株式會社工場其の他の工場の大火災があつたので警視廳では今後大工場の防火上萬全を期すべき旨の警告を發した。

五月十日

中支方面 一、九日我が海軍航空部隊は

南昌附近の敵據點三江口、羅谿市、進賢を攻撃又他の部隊は湖口東方揚家山附近の敵偵察敵の根據地太平關、石澗舖を攻撃何れも多大なる損害を與へたり。

二、同日寧波攻撃に向ひたる航空部隊は同都市内軍事施設及び江岸の軍需工場に多數の命中彈を得何れも爆碎せしめたり。

南支方面 一、去る八日我が海軍航空部隊は連續三回に互り福建省延平及び福州方面に偵察攻撃を實施せり。二、八日海南島作戰中の我が海軍航空部隊は敵軍司令部所在地たる嶺肚南濼を爆撃し何れも甚大なる損害を與へたり、尙他の部隊は陸軍部隊の嶺門攻略戰に協力攻撃せり。この爆撃中我が一機は不幸敵彈を蒙り火災を生じたため敵陣地内に自爆政行壯烈なる戦死を遂げたり。

わが〇〇部隊の石本、渡邊の兩部隊は海軍側の協力を得て八日早朝海南島南面に突入更に〇〇部隊敵富部隊は南進して八日午後六時南關より二十キロの地點敵主力の牙城嶺門を占領した。

南昌戦線の戦果 蔣介石が四月攻勢と稱卓英の雪辱を挑む敵大部隊の進撃は南昌西方で先づ潰滅、南方も殆ど立つ能はざる損傷を受けて敗走し南昌は今便衣に變じて四散した殘敵が糧秣と彈藥に窮して潜入を圖るばかり、戦闘一段落の各部隊は各自その戦果を調査中であるが、九日夕刻までに〇〇部隊に達した報告を綜合すると、捕虜將校以下百六名、遺棄死體二千六百八十五(内將校五十三)を筆頭に特記すべき鹵獲品は敵總司令の進出を物語る最新無線機及び電話機各一組、迫撃砲二門同彈藥千三十發、重機三、チェロ銃二十二小銃三百七十七、同彈藥四十萬發、手榴彈千餘個。なほ第二十九軍長以下各師長は我が空爆と南昌守備隊の反撃

に會ひ四分五裂の態勢となり各僅の手兵を率ゐて遁走したことが判明した。

五月十一日

青年學校教授及訓練科目要旨並ニ青年學校教授及訓練要目中改正(文部省訓令第 一三號十一日)公布

午後二時佐々木部隊主力は臺懷鎮の一角を奪取し久世部隊及び望海峰を越えて南下せる〇〇部隊收野部隊相前後して突入臺懷鎮を完全に確保した。

最近海軍の活動左の如し

十日我が海軍航空部隊は鎮海、寧波方面の偵察攻撃を行へり

(イ) 鎮海 方面攻撃中水上艦艇の一部航空部隊の一部は鎮海砲臺上空にありし敵を完全に制壓せり。

(ロ) 寧波 方面攻撃部隊は寧波市營の自動車會社の格納庫及び同修理工事に同附屬倉庫に命中彈を得甚大なる損害を與へたり。九日福建省に向ひたる海軍航空部隊は永安、泉州を攻撃せり

時局日誌

(イ) 永安 我が南支航空部隊の一部は福建省輿地中央部の要地永安を急襲最近移轉せる政府機關を爆撃、大破炎上せしめ甚大なる損害を與へたり。この戦闘に於て敵の防空砲火熾烈なりしも我が方全機無事歸還せり。

(ロ) 泉州 九日福建省中央部の要衝泉州攻撃を實施したる我が海軍航空部隊は敵兵の占據せる建物及び市街中央部を爆撃一ヶ所を猛烈に炎上せしめたり。

(ハ) 徐聞 雷州半島攻撃部隊は半島南部の重要根據地徐聞を攻撃、大なる損害を與へたり。

(ニ) 南瀛 一部は海南島において陸軍部隊の嶺門附近の掃蕩戦に協力するとともに南瀛方面を爆撃多大の戦果を收めたり。

十一日午前十一時三十分廈門鼓浪嶼共同租界龍頭街同英吳服店前にて親日支那人廈門市總商會長洪立勳氏は抗日テロ團

に狙撃され左肺貫通銃創を負へり。

四月中における北支方面の討伐状況並に綜合戦果の概要左の如し。

主なる討伐回数約三百回△交戦せる敵の延兵力約十七萬三千△敵遺棄死體約一萬七千五百△捕虜約二百三十三△鹵獲品小銃一一七三△迫撃砲六△輕機七三△重機六△機關砲二△彈藥その他多數△我が戦死一九八

江南に於ける最近の戦況左の如し。

南昌方面 四月二十四日頃我が第一線の目を遁れて南昌南方地區に侵入せる敵便衣の軍は我が軍の發見する所となり忽ちにして掃蕩せられたり。その間我が第一線と對抗せる敵は我が軍の攻撃により多大の損害を受く、南昌西方地區に侵入せる敵部隊(兵力不明)は目下數方向より前進せる我が軍に包圍撃滅せられたり。此の方面四月二十六日以来五月十日に至る戰果判明せるもの敵遺棄死體二千九百二十(内將校五十三

名)にして副師長、團長各一名を含む。

奉新、靖安方面、奉新方面に於ては南昌
 攻略戰の敗殘の敵並に長沙方面より新
 たに増援せる敵軍が我が攻撃を恐れ長
 沙に至る道路を既に破壊しつゝ奉新西

方及び西南方に六、七個師を集結して
 攻撃の偽勢を示しありしが、我が軍は
 兵力を奉新附近に集結し十分準備して
 五月三日鐵槌を加へたり、その後懼伏
 してなす所なし、靖安附近に於ても蠢
 動の敵軍を掃蕩せり。この方面の戰果
 にして判明せるもの敵の遺棄死體二千
 百。

崇陽、通城方面 敵は所謂四月攻勢の偽
 勢をはりつゝ四月二十九日以來逐次我
 が陣地に近迫し白霓橋附近の如きは若
 干長隊を我が後方に迂迴せしめたが、
 我が軍は殊更に彼を我が據點に深入り
 せしめてこの間突破及び逆包圍の態勢
 を整へ、五月二、三兩日一舉に鐵槌を
 加へ更に逃ぐるを追撃して山地内に包

圍し、これに大打撃を與へたり、その
 後敵軍懼伏してなす所なし、この方面
 の戰果にして判明せるもの、敵遺棄死
 體二千百五十五に達した。

襄陽東北方に旋風の如く包圍圈を壓縮
 中の我が軍は九日夜より十日朝に互り湖
 河鎮、寺莊の線において混亂逃避せんと
 する敵の九個師を捕捉しこれに潰滅的打
 撃を與へ更に包圍圈内にあつて統到を失
 ひ進退に惑へる敵軍を殲滅しつゝあり湯
 恩伯の第三十一集團軍司令部も我が包圍
 圈内にあるものゝ如くその參謀等にして
 我が軍に捕へられたるもの軍門に降るも
 の等頗る多し。既に我が軍に撃滅せられ
 たる敵師團番號は左の如し

- 三十二、三十六、五十六、五十九、八
- 十一、百二十二、百二十三、百二十四
- 百二十七の各師。

五月十二日

十一日五臺山の中核をなす臺懷鎮を占領
 した佐々木、久世、蚊野の主力部隊の一

部は十二日早朝より臺懷鎮を取巻く望海
 山を始め五峻峰の掃蕩を開始したが敵は
 既に逃げ去つて居り同日午後五臺山の全
 山頂を占領、かくて五臺山一帯は完全に
 皇軍の確保する所となつた。

三月上旬より四月上旬に互る中支方面
 に於ける我が軍の戰果の發表左の如し
 一、九江附近より揚子江南北地區三月二
 十一日より四月二十日の間の討伐回數
 四百八十九、交戰兵力約五萬三千、敵
 遺棄死體五千五百六十三、捕虜千三百
 七十三、鹵獲品迫撃砲一、青銅砲一重
 機四、輕機二十二、自動小銃三、小銃
 千六十五、拳銃百十六其の他彈藥多數
 一、漢水及び南昌方面 (南昌及び蘆山
 攻略を含む) 三月十一日より四月十日
 の間交戰兵力約三十萬、敵遺棄死體二
 萬八千九百二十三、捕虜八千九百五十
 三、加農砲四十二、重砲一、山砲六十
 七、速射砲一、對戰車砲二、迫撃砲十
 七、關砲一、重機關銃二十六、輕機關

銃百九十、小銃六百十九、拳銃十七、その他彈藥多數。

一、以上兩地區に於ける我が損害約八百
湖北に於ての包圍圏は北方に移動し我が軍河南平原へ殺到し敵は南陽に總退却を開始した。

關門國道隧道起工式を舉行せり

五月十三日

農産資源開發獎勵規則中改正（農林省令第二一號）牧野改良獎勵規則中改正（農林省令省二一號）工場法施行規則中改正（厚生省令第八號）鑛夫勞務扶助規則中改正（厚生省令第九號）郵便年金積立金貸付ニ關スル逡信省令ニ依り地方自治團體ニ對スル貸付ヲ爲スヘキ昭和十四年郵便年金積立金貸付目的及貸付制ノ件（厚生省告示第九〇號）昭和十四年度以降ニ於ケル簡易生命保險積立金貸付方針（厚生省告示第九一號）公布

我が軍は攻勢發起後空陸呼應して第五戰區の敵主力廿九個師のうち廿六個師と

時局日誌

混成二斷を撃滅せり、敵軍或は殲滅せられ、又は敗退四散して今尙隨所に彷徨する等全く支離滅裂の状態を呈するに至れり、軍は殘敵を氣潰しにして飽迄之を殲滅する爲包圍圏内を清掃しつゝ次期目的に向ひ邁進しあり。

湖北殲滅戰に地上部隊と水も洩らさぬ

共同作戰に未曾有の戰果を收めた陸軍飛行隊の連日の猛爆は戰史を飾る華々しいものであつた、即ち下田龍榮門部隊は去る四月二十五日の初出勤以來十三日まで實に十九日間連續休みなしに出動してゐる。

初夏漫吟

野狐禪

潮の香に振る砂晴れや濱防風
稿成て新茶に咽喉の爽やけし
足元に雹亂れ散る雷雨かな
新緑の中に池あり舟の待つ
萬若葉一代の傲奢ものめかし

埃らせて行くハイヤーや街若葉
庭先に暮鳴く夜なり風もなし

後樂園三句

薰風や三百年の榮華偲ぶ
噴水のなきが嬉しや翠微晴れ
綠蔭の水に落つ陽や魚遊ぶ